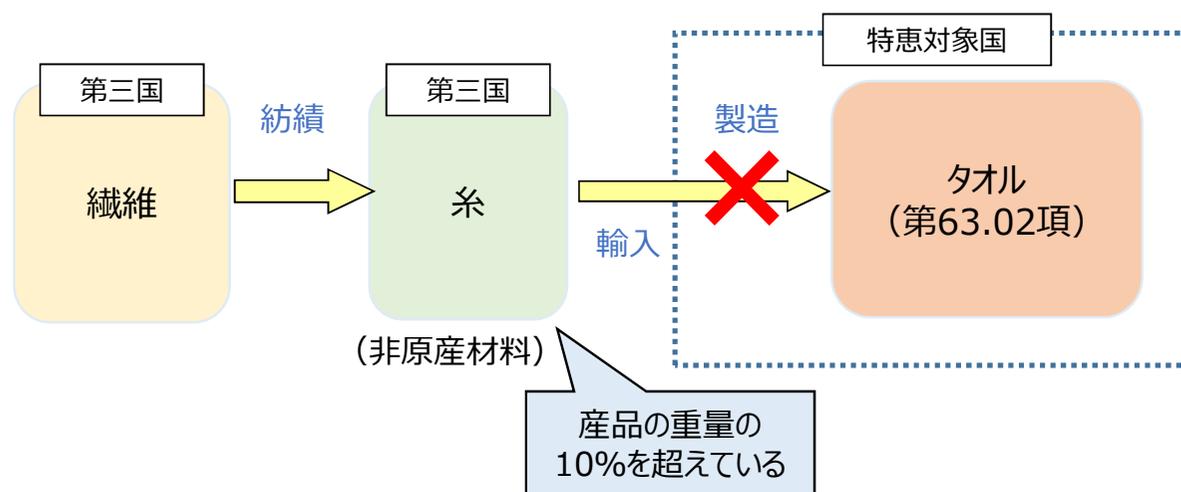


製品名	タオル	HS番号	第63.02項
協定名	GSP（一般特惠）	特惠符号 (申告時の原産地証明書の記載)	W63.02（実質的変更基準を満たす製品）
原産品としての資格を与えるための条件	化学品、第47.01項から第47.06項まで若しくは第50.01項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造		
概要	材料を確認したところ、非原産材料である糸から生産されていたことが判明。非原産材料である糸からの製造は関税暫定措置法施行規則別表に定める条件を満たさない。また、当該非原産材料である糸の産品に占める重量割合が10%を超えており、僅少の非原産材料の規定も適用できない。したがって、一般特惠関税制度上の原産地は当該特惠対象国とは認められない。		



原産品としての資格を与えるための条件を満たすための要件

特惠対象国において少なくとも糸を紡績する段階から製造することが必要

僅少の非原産材料を適用するための要件

条件を満たさない非原産材料の重量割合が特定の割合を超えないことが必要